

# 安城市介護予防・日常生活支援総合事業の改定について

## 安城市介護予防・日常生活支援総合事業の改正について

### (1) 単価改定

令和3年度制度改正に伴い、安城市介護予防・日常生活支援総合事業につきましても、単価や基準等の改正を行います。令和3年4月1日以降の単価については、市公式ウェブサイト望遠郷に掲載しておりますので、ご確認ください。

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>介護予防・日常生活支援総合事業の単価改定等について

( [https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/30sougoujigyou\\_tankakaisei.html](https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/30sougoujigyou_tankakaisei.html) )

### (2) 基準改正

国から別紙「介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準」が示され、令和3年4月1日から施行されます。安城市介護予防・日常生活支援総合事業のうち、介護予防訪問・通所サービス、生活支援訪問・通所サービスについて、同基準に準じ、運営基準等を改正します。示された基準の大部分は、居宅サービス（要介護）の訪問介護、通所介護の改正後基準と内容が重複したものにはなりますが、内容をご確認いただき、ご対応のほどお願いいたします。

(別紙) 介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働省大臣が定める基準  
(第1号事業者の指定基準・令和3年4月1日施行)

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第1条	サービス提供責任者の責務	訪問型サービス事業者のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。	○	×
第2条	プランナーへの不当な働きかけの禁止	訪問型サービス事業者は、ケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン上に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。	○	×
第3条	介護保険等関連情報の有効活用	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。	○	○
第4条	ハラスメント防止対策	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	○	○
第5条	業務継続のための措置 ※3年間の経過措置期間あり	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ア 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 イ 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	○	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第6条	感染症への対策 ※3年間の経過措置期間あり	<p>訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>ア 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>イ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>ウ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p>	○	○
第7条	運営規程等の掲示	<p>1 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要（介護保険法施行規則第百四十条の六十三の五第一項第八号に規程する運営規程をいう。以下同じ。）、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。</p>	○	○
第8条	適切なサービス提供	<p>訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。</p>	○	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第9条	虐待防止対策 ※3年間の経過措置期間あり	訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。 ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ウ 事業者において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 エ アからウまでに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	○	○
第10条	認知症介護基礎研修の受講 ※3年間の経過措置期間あり	通所型サービス事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	×	○
第11条	非常時を想定した訓練の実施	1 通所介護サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 2 通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。	×	○
第12条	地域住民等との連携	通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	×	○

条項	条文の概要	条文	影響の有無	
			訪問	通所
第13条	書面の電子化について	<p>1 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的な方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	○	○